INFORMATION

令和2年4月

大腸菌血清型別 保険算定変更について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年度診療報酬改定に伴い下記の算定解釈が変更となりましたので ご案内申し上げます。

また、検査フローを追加しますので併せてご案内申し上げます。

敬白

■ 算定解釈変更内容

DO12 感染症免疫学的検查 33 大腸菌血清型別 175点

(29) 「33」の大腸菌血清型別は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び区分番号「D023-2」の「3」大腸菌 ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地 に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定 する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用 は別に算定できない。

■ 検査フロー追加

項目No.53510 培養同定(消化管)+項目No.53070 病大 O 抗原同定+項目No.53110 大腸菌ベロトキシンの3項目をセットでご依頼の場合

大腸菌が確認されたのち、大腸菌ベロトキシンの検査を行います。

大腸菌ベロトキシン陽性の場合、〇抗原の同定検査を行います。

大腸菌ベロトキシンが陰性の場合は、病大O抗原同定検査は実施いたしません。

培養にて大腸菌が確認されない場合は、項目No.53110 大腸菌ベロトキシンおよび項目No.53070 病大 O 抗原同定は、取消となります。

なお、従来からある『項目No.53060 病原性大腸菌』のご依頼がある場合は、従来通りの検査フローとなります。

以上

